

年利 **1.5%**  
(税引後 **1.2%**)

共済貯金は安全・有利な貯金制度で、現在**60%**を超える組合員の方にご加入いただいております。まだ加入いただいていない方も是非ご加入ください。

■共済貯金の概要

利 率	平成20年4月1日現在、年利1.5%(税引後1.2%)で、金融情勢の変化に伴い改定をします。利息の計算は、入金日の翌月の1日から、払戻・解約の日までの日割計算となり、毎年3月・9月末に元金に組み入れます(半年複利)。また、その時点の残高通知書を4月・10月下旬にお送りします。	
貯 金 方 法	定 例 貯 金	毎月給与から控除して貯金します。
	臨 時 増 額 貯 金	臨時増額貯金払込通知書で直接払い込んで貯金します。伊予銀行・愛媛銀行では払込手数料はかかりませんが、農協では払込手数料がかかる場合があります。また、共済組合では、払込通知書で入金確認を行いますので、 <b>ATMからのお払込はご遠慮ください。</b>
	併 用	「定例貯金」+「臨時増額貯金(ボーナス時期等に余裕分を貯金)」などの併用もできますので、ご都合に合わせて上手にご利用ください。
共 済 貯 金 へ の 加 入 方 法	まず、どちらの貯金方法でも、新規加入の場合は必ず所属所の共済事務担当課(係)で印鑑票を作成してください。定例貯金を始める場合は貯金加入申込書をご提出ください。臨時増額貯金で始める場合は臨時増額貯金払込通知書の「今回が初めて」を○で囲み、お届け印を押印の上、金融機関の窓口からお払い込みください。	
払 戻 方 法	払戻請求書に届出印を押印し、共済組合にご提出ください。本人名義の口座であれば、共済組合にお届けの指定口座以外にも送金できますが、誤記入などにより送金ができないケースがありますので、 <b>原則として指定口座でお願いします。</b>	
払 戻 請 求 書 締 切 日 ・ 送 金 日	30万円以下の払戻請求書については原則として、 <b>毎週火曜日に共済組合必着でその週の金曜日に送金します。</b> 30万円を超える払戻・解約請求書については、 <b>月末営業日の3営業日前必着で月末営業日の1営業日前に送金します。</b> 30万円を超える場合であっても、申し出があれば30万円以下と同じ扱いにできますので、30万円を超える場合は、余白に「 <b>至急</b> 」送金又は「 <b>月末</b> 」送金の区分記入をお願いします。 ※繁忙期・祝日等により上記のとおりとならない場合があります。	
そ の 他	貯金・払戻額は千円単位です。 解約請求書については、必ず共済事務担当課(係)を経由してご提出ください。 氏名変更により届出印が変更になった場合の変更届はなるべく早めにご提出ください。	

お 知 ら せ

ゴールデンウィーク 期間の締切・送金日	締 切 日	4月22日(火)	4月24日(木)	4月25日(金)
	送 金 日	4月25日(金)	4月28日(月)	4月30日(水)

※5月2日(金)の送金はありませんのでご注意ください。

えひめファミリー健康相談

年中無休・24時間受付、インターネットでも相談もできます。病気の悩み、育児の不安、介護の知識、福祉情報など健康について、保健師・看護師を中心に有資格かつ経験豊かな専門スタッフがご相談をお受けします。

メンタルヘルスカウンセリング

面接相談・インターネット相談もできます。メンタルヘルスについてお悩みでしたら、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

受付:月~金9:00~21:00 ±10:00~18:00(日・祭・1月1日~3日休み)